

2009.02.26 平成21年第1回定例会（第2日目）

<質 問>

区議会公明党を代表して、一般質問を行います。

初めに、**災害時要援護者対策のさらなる拡充について**お伺いします。

「天災は忘れたころにやってくる」とはある文豪の言葉ですが、近年、天災は忘れる間もなく各地で頻発しております。数年前からマグニチュード7クラスの首都直下型地震が30年の間に70%の確率でいつ起きてもおかしくないと言われている中で、昨年12月にまとまった品川区世論調査では、今後、特に力を入れてほしい施策の第1位に防災対策が位置づけられるなど、その重要性がますます指摘されております。

そんな中、災害時に自力では避難できない高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人などのいわゆる災害時要援護者と言われる方々をいかに支援していくのが重要な課題の一つとなっております。

私はこれまで、平成15、16、18年のそれぞれ第4回定例会、また19年第3回定例会など、毎年のようにこの件について質問・提案を行ってまいりましたが、今回改めて早期支援体制の確立などさらなる支援の拡充を求めて質問をいたします。

質問の1点目は、要援護者名簿作成の今後の取り組みについてお伺いします。

本区ではこれまで、災害時要援護者名簿登録意向調査などを実施し、200の防災区民組織で2,479名の名簿登録が完了したと聞いており、これまでの取り組みは評価しております。ところが、本区の要援護者基準は他の自治体よりも広範囲で、要介護1以上の方や障害者手帳取得者のうち、それぞれ施設入所者以外の在宅の方などが対象となっており、対象者に対する名簿登録者の割合はまだまだ低いのではないかと思います。

そこで、まず本区が把握している要援護者の対象者数と名簿作成の目標数について、今後の取り組みとあわせてお伺いします。

また現在、名簿化されていない日本語の不自由な在住外国人や妊婦さんなどで支援の必要な方についての対策は今後どのように実施するのか、あわせてお伺いします。

ところで、名簿作成が進まない理由の一つには、個人情報保護の問題もあるかと思いますが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の第8条2項には、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに、保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合がある旨の条文があります。そこ

で、こうした法と区の条例の関係を整理し、必要であれば条例改正も含めて積極的な対象者のリストアップを行い、保健所職員、民生・児童委員や介護職員などの福祉関係者との連携によるきめ細かな要援護者名簿登録意向調査を再度実施することが必要と考えますが、理事者のご所見をお伺いいたします。

2点目は、支援者の確保など支援体制の整備と個別支援プランの作成についてお伺いします。

平成18年3月改定の災害時要援護者の避難支援ガイドラインでは、情報伝達体制の整備、要援護者情報の共有、要援護者の避難支援計画の具体化等を課題として挙げ、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な支援計画策定の取り組みを各区市町村に求めております。

本区では現在、災害時助け合いシステムの取り組みを進め、これまで他自治体に先駆けて多くの町会・自治会で要援護者避難誘導ワークショップや防災アドバイザー研修を実施するなど、支援体制の確立を図ってこられたと認識しております。しかし、いざというとき、実際に要援護者に対してだれが支援するのかという具体的な個別計画は、各町会・自治会頼みで、ほとんど手つかずの状況と聞いております。

そこで、早期の個別支援計画策定に向けた今後の区の取り組みについて、ご所見をお伺いします。

その上で、私ども公明党は、区が積極的に各町会・自治会をバックアップすることが必要と考えます。そこで、これまでの近隣セキュリティシステム協力員の募集ノウハウや、来年度実施予定の孤立死ゼロをめざした高齢者地域見守りネットワークとの連携も視野に入れ、ホームページや「広報しながわ」ほか、関係機関を通じて区民、区内事業者、障がい者団体等の関係団体、NPO等に幅広く呼びかけ、要援護者支援の要請を行うなど、支援者のリストアップを早急に実施すべきと思います。

また、集まった支援者リストを居住地、人間関係等を考慮した上で、各町会・自治会にフィードバックし、町会等の関係者と地域センター等の区職員、民生・児童委員等が情報をもとに各要援護者と家族の希望も考慮した個別支援計画の策定と、ワークショップのノウハウを活かした個別の避難訓練の実施を提案いたします。それぞれのご所見をお伺いいたします。

3点目は、要援護者の実情に応じたきめ細かな支援計画の策定についてであります。

福岡市の知的障害特別支援学校保護者連合会は、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震の際、障がい児・者が避難所等で適切な支援が受けられなかった姿を目の当たりにして、災害時に障がいのある我が子が1人助かり、長時間の避難を余儀なくされた場合に、第三者から適切な支援が受けられるようにと

の思いで、子どもの情報を 40 枚にわたり詳細に記載した S O S ファイルを作成しました。

希望者には 800 円プラス郵送料で提供しており、早速取り寄せてみましたが、子どもの状況が手にとるようにわかる詳細な内容で、医療関連情報や身の回りのこと、日常生活でのこだわりや嫌いなこと等が事細かに記入でき、部分的な修正を加えれば、他の要援護者にも十分活用できるとともに、災害時や避難時だけでなく、日常での見守りや支え合いの活動にも大いに役立つと感じました。

また、要援護者の中には、そのほかにも難病者や重度障がい者など被災リスクの高い方も多くおられます。本区にも少なからずいらっしゃると思いますが、阪神・淡路大震災の際、目も見えない、耳も聞こえない、盲ろう者の方々が情報不足等で大変にご苦労されたとお話も聞いております。

そこで、支援計画策定に当たっては、先ほどのファイルの活用とともに、被災リスクの高い方々から優先順位をつけて、本人や家族をはじめ関係する障がい者団体等の意見もしっかりと取り入れたきめ細かな計画の策定を要望いたしますが、それぞれのご所見をお伺いいたします。

質問の 4 点目は、福祉避難所となる二次避難所の耐震・バリアフリー化についてであります。

本区の地域防災計画では、学校避難所での長期避難生活が困難な要援護者を福祉避難所となる二次避難所のシルバーセンター、保育園、社会福祉施設等に移すこととなっており、二次避難所、特にシルバーセンターの耐震化が急務となっております。

本区では平成 21、22 年度の 2 か年でシルバーセンターの改修、耐震補強を計画しているとのことですが、可能な限り早期の実施を要望いたします。今後のスケジュールと合わせてご所見をお伺いいたします。

ところで、先日出席した災害事例研究会主催のセミナーで、新潟県中越沖地震の際、窓ガラスが割れてしまい、避難所として使用できなかった事例の紹介がありました。現在、本区の学校避難所の窓ガラスは強化ガラスとなっておりますが、二次避難所については普通のガラスと聞いております。そこで、今回のシルバーセンターの改修の際には、ぜひとも強化ガラスを設置するよう要望いたします。また、設置の際には、以前にも我が党議員が提案したエコガラスの視点も取り入れ、その他の二次避難所についても同様の対策を実施するようあわせて要望いたしますが、それぞれのご所見をお伺いいたします。

さて、区のホームページ掲載の福祉マップでは、移転予定の西大井を除く 15 のシルバーセンターで、だれでもトイレの設置が 4 か所、エレベーターの設置は 3 か所となっており、日ごろ多くの高齢者が使用する割には設置率が低い状況で、現状のままでは要援護者の受け入れにも支障を来すのではないかと考え

ます。

そこで、今後実施する工事にあわせて、二重投資とならぬよう、だれでもトイレやエレベーターの設置など、徹底した施設内のバリアフリー化を要望いたします。その際は、だれでもトイレは文字どおりだれでも利用できるよう、オストメイト対応もあわせて要望いたしますが、それぞれのご所見をお伺いいたします。

次に、**住宅用火災警報器給付事業の拡充について**お伺いいたします。

平成 18 年 3 月 31 日公布の東京都火災予防条例の改正による既存住宅への火災警報器設置の義務化まで 1 年余りとなりました。この間、本区では、平成 19 年 7 月からひとり暮らし高齢者等住宅用火災警報器給付事業をスタートし、あわせて障がい者の日常生活用具給付対象者の拡大を図るなど、普及啓発を図ってこられました。

私ども公明党は平成 16 年、予算特別委員会総括質疑や 18 年の第 2 回定例会、同年の決算特別委員会総括質疑等で助成制度の創設を提案するなど、高齢者、障がい者を火災から守る一助になればとの思いで、積極的に推進をしてまいりました。ところが、これまでの給付状況を見ますと、19 年 7 月の開始以降、本年 2 月 5 日現在で 333 件と、当初の予測を大幅に下回る利用にとどまっております。そこで、さらなる設置促進に向けた取り組みの拡充を求めて質問をいたします。

1 点目は、区内の設置状況と関係機関との連携についてお伺いいたします。

私は昨年の予算特別委員会の款別審査の際、給付事業の状況とあわせて区内全体での警報器の設置状況について質問しましたが、その際、状況についての把握はしていない旨の答弁がありました。確かに直接の区の所管ではありませんが、区民の安心・安全のために給付事業を実施した経緯もあり、今後の給付事業のあり方を検討する上でも関係機関と緊密に連携した取り組みが必要と思います。

そこで、改めて区内での火災警報器設置の現状と認識、また今後の関係機関との連携強化についてご所見をお伺いいたします。

2 点目は、給付事業の拡充についてであります。

2 月 1 日付都の広報誌によると、東京消防庁管内で昨年 12 月 29 日から本年 1 月 7 日までの 10 日間で、住宅火災で亡くなった方が 10 人、そのうち 5 人が高齢者、3 人が 10 歳以下の子どもで、住宅用火災警報器未設置の住宅で 8 人が亡くなったとのことでした。この 10 人の中には、残念ながら昨年の 12 月 31 日未明の火災で、新年を前に尊い命を亡くされた区内在住の 2 人の高齢者が含まれておりました。

このような火災による悲惨な死亡事故を少しでも未然に防止するため、本区

で実施している給付事業の重要性をいま一度再認識していただくとともに、一人でも多くの災害弱者と言われる高齢者、障がい者の命を守るため、思い切った拡充策が必要と考えます。

世田谷区では、ことし1月7日の住宅火災で4名が亡くなったことを受け、この4月から高齢者や障がい者世帯に対し、自己負担なしで警報器の給付と設置を実施することとなりました。また、三鷹市では市内の警報器メーカーから警報器 5,500 台の寄贈を受け、高齢者、障がい者に無償での設置を実施予定と聞いております。

一人の命を大事にする本区においても同様に、高齢者や障がい者の給付対象者に対して無料の給付と設置を実施するよう提案いたします。その際には、漏れなく設置ができるよう、申請を待つのではなく、全対象者へ通知の上、木造住宅密集地域での取り組みとも連動させた戸別訪問の実施を要望いたします。

さらに、住宅の実態に合った給付となるよう、2個までの上限見直しも検討するようあわせて要望いたしますが、それぞれのご所見をお伺いいたします。

3点目は、賃貸住宅所有者への対応についてお伺いします。

区内には数多くの賃貸マンション、アパートなどの集合住宅があり、警報器の設置は所有者が実施するケースがほとんどです。しかし、貸し部屋数によっては所有者にかなりの負担がかかるため、期限ぎりぎりまで設置しないケースもあると聞いております。

そこで、こうした所有者への相談・あっせん事業を行い、警報器の必要個数に応じた助成の実施など、きめ細かな対応を検討するよう提案いたしますが、ご所見をお伺いいたします。

最後に、**トイレのバリアフリーと、やさしいまちガイドマップの新たな作成について**お伺いいたします。

本区ではこれまで、高齢者や障がい者などすべての人々に優しいユニバーサルなまちづくりをめざし、公共交通機関や歩行空間のバリアフリー化など、ハード面での整備とあわせて、やさしいまちガイドマップの作成などソフト面での取り組みも精力的に行ってこられました。また、昨年3月には、すべての人にやさしいまちづくり推進計画を策定し、計画に基づいた今後の取り組みが期待されております。そこで、今後のさらなる施策の拡充を期待して質問いたします。

1点目は、オストメイト対応トイレの拡充についてであります。

平成14年予算特別委員会の総括質疑で先輩議員が設置を提案して以来、区有施設へのオストメイト対応トイレの設置が進んでおります。日本オストミー協会のホームページでは、本区の区有施設での設置箇所は28と、23区で1番の設置数となり、これまでの取り組みは高く評価いたします。しかし残念ながら、

設置されたほとんどが大便器に洗浄用ノズルを設置した簡易型のパウチ・しびん洗浄水栓使用型となっており、温水も使用できない現状です。恐らく後づけのため、スペースの関係で汚物流しシャワー型の設置ができなかったと理解しますが、今後の区有施設の改修の際には、簡易型でなく一定のスペースが確保され、ストーマ装具の交換・装着などにも配慮したオストメイト対応トイレの設置を要望いたします。

また、先ほど別の質問の中で指摘しましたが、区有施設のだれでもトイレは名前とは違い、だれもが利用とはいかない現状です。今後、オストメイトの方は年々増える傾向にあるため、すべてのだれでもトイレにオストメイト対応トイレの設置を要望いたしますが、それぞれご所見をお伺いいたします。

2点目は、トイレへの音声案内システムと点字案内表示板の設置についてお伺いします。

本区ではこれまで、視覚障がい者が安心して外出できるよう、点字ブロックや音声式信号の設置などに取り組み、昨年は平成19年第4回定例会で会派の同僚議員が提案した、区内初となるエスコートゾーンが区役所前に2か所設置されるなど、先進的な取り組みは高く評価いたします。

ところで、先日、我が党の都議会議員が視覚障がい者の方からトイレの件で要望をいただいたそうです。これによると、まち中や公共施設で点字ブロックでトイレに誘導されても、男女の入り口がどちらか、内部の配置はどうなっているのかわからないとのことでした。こうした声にこたえるため、現在幾つかの駅や自治体でもトイレに音声案内システムや点字による案内表示を設置しております。

私も早速、世田谷区の羽根木公園に設置された音声案内システムを調査してまいりましたが、トイレの前に立つと音声で中に誘導され、室内に設置されたボタンを押すよう促され、押すと同時にスピーカーから、左9時の方向に洋式便器、後ろ9時の方向にオストメイト用の流し台、すぐ左にベビーベッド等の音声案内が流れるシステムになっておりました。聞き逃した場合には押しボタンで何度も案内が繰り返されるため、視覚障がい者の方にとって安心できるトイレとなっており、大変感動いたしました。

また、公園に近い梅ヶ丘駅のトイレには、音声案内の設置はないものの、点字による室内の案内表示が入り口に設置されており、配慮の行き届いた施設整備に心温まる思いで視察から戻ってまいりました。

そこで、ぜひとも本区において関係団体の方々の意見も聞きながら、音声案内システムや点字案内表示板を積極的に設置されますよう提案いたします。また、設置に際しては、昨年の都議会第3回定例会の質疑に対する都の答弁で、当設置事業が都の補助対象となっている旨、確認済みですので、ぜひとも精力

的な対応を重ねて要望いたしますが、それぞれご所見をお伺いいたします。

3点目は、しながわやさしいまちガイドマップの新たな作成についてであります。

本区では平成15年3月にガイドマップの全面的な改定とともに、ホームページへの掲載、更新を行うなど、区内の区有施設や主要施設のバリアフリー情報等の提供を図ってこられました。しかし、作成から約6年が経過し、情報も古くなっており、ホームページを見てもだれでもトイレにベビーベッドの設置やオストメイト対応等の情報は掲載されておりません。そこで、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れるなど、新たな視点に立ったガイドマップの作成が急務と考えます。

先日、私は平成19年にバリアフリーマップを作成した越谷市を調査してまいりました。昨年、市制施行50周年を迎え、約32万人と本区に近い人口規模の同市では、バリアフリーマップの作成に当たり、協働の観点から障がい者団体や子育て支援団体等も参画したバリアフリーマップ作成協力会議を中心に、意見交換や施設調査、また民間施設への公募を実施する中でマップを作成したとのことでした。

内容は、A4版68ページで、同時に掲載されたホームページを見れば一目瞭然ですが、施設や施設内の主な設備の写真掲載はもちろん、出入り口の段差の有無や幅、高さなど、ここまでするのかというくらいきめ細かな掲載内容で、音声読み上げ機能も設置されております。また、冊子の各ページにも二次元コードと言われる視覚障がい者に配慮したSPコードが配置されておりました。さらに、通常のマップのほかにも外出の際に携帯しやすいよう、B5版72ページで別冊トイレマップを作成したところ、障がい者や乳幼児連れのお母さん方から大変喜ばれ、トイレの重要性を再認識させられたとのことでした。

言うまでもなく、ガイドマップはすべての利用者に対して優しいとともに、特に高齢者や障がい者、子育て中のお母さんなど、いわゆる外出困難者にとっては命綱とも言える大事な情報源です。決して他の自治体をまねしろというつもりはありませんが、こうした実例を参考に、だれが見てもやさしいと言える新たな品川のやさしいまちガイドマップの作成を要望いたしますが、ご所見をお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(区長濱野健君登壇)

<答 弁>

○区長（濱野健君）

私からは、初めに要援護者名簿作成と今後の取り組みについてお答えを申し上げます。

平成17年度から年次計画で開始をいたしました町会・自治会分の名簿が平成19年度に完成いたしまして、今年度からは新規介護認定者分の追加、あるいは死亡・転出者等の削除といった、いわゆる更新作業にかかっているところでございます。

現在、区が把握しております要援護者の対象者数は約1万人でございまして、特に登録者数の目標値は定めておりませんが、今後は在住外国人、あるいは妊婦の方なども含め、関係機関共有方式や手上げ方式等、情報収集の手法を活用いたしまして、さらにきめ細かな要援護者名簿の作成に努めてまいります。

なお、登録後数年が経過したこともございまして、改めて全体調査の実施を検討してまいります。

次に、支援体制の整備と個別支援プランの作成につきましてお答え申し上げます。

防災対策の基本である自助、共助のうち、共助は隣近所、いわゆる地域ぐるみの助け合いでありますけれども、個別支援プランの策定を進める際には、支援者が要援護者の近隣に居住し、かわりを持っていることが求められております。そこで、個別計画を実践している先駆的な町会をモデルにいたしまして、来年度に支援プランの策定や個別避難訓練の実施について検討に入る予定でございまして。

いずれにいたしましても、支援体制の整備につきましては、難しい部分もございしますが、これまで実施してきた避難誘導ワークショップや防災アドバイザー研修をさらに充実させていながら、より実践的で効果的な体制を整備してまいります。

また、支援者のリストアップや町会・自治会へのフィードバックにつきましても、これまでのノウハウの蓄積をもとに、関係機関と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、要援護者の実情に応じたきめ細かな支援計画の策定についてお答えを申し上げます。

ご指摘のとおり、災害時には難病者や重度障害者などの要援護者は、避難行動や避難所生活に困難が生じますので、特段の配慮をする必要がございまして。今後は、計画の策定に当たり、要援護者の方々や関係団体のご意見等を十分反映できるよう、関係機関とも綿密に連携をとってまいります。さらに、災害時

に少しでも被害を減らし、円滑に避難所生活が送れるように、必要に応じて計画を見直し、改善をまいります。

なお、支援に係る優先順位づけにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

その他のご質問につきましては、担当の部長よりお答えをさせていただきます。

(総務部長市岡雅史君登壇)

○総務部長(市岡雅史君)

私からは、シルバーセンターなどの耐震化・バリアフリー化についてお答えいたします。

初めに、シルバーセンターの耐震化状況と今後のスケジュールについてですが、16施設のうち、西五反田、ゆたか、旗の台、後地の4施設は耐震診断の結果、耐震補強が不要であり、南大井、関ヶ原の2施設は既に耐震補強工事が完了しております。また、西大井につきましては、旧原小学校を耐震改修したヘルステアタウンにしおおいに、この3月移転をいたします。

そこで、今後のスケジュールですが、五反田は平成21年度に、南品川、東品川は21、22年度に、平塚橋は22年度に耐震補強工事を予定しております。また、残りのシルバーセンターにつきましても、ご指摘のとおり、2次避難所に位置づけられていることから、21年度中にはすべての耐震診断を完了させ、耐震診断結果を踏まえ、なるべく早期に耐震化を図ってまいりたいと考えております。

なお、耐震上問題のないシルバーセンターの改修工事といたしましては、21年度に旗の台、22年度にゆたかを予定しているところでございます。

次に、窓ガラスに関するご質問ですが、現在、シルバーセンターなど2次避難所では、地震のときに飛散しにくい網入りガラスと通常の板ガラスとを必要に応じ併用しております。強化ガラスは割れにくく、割れた場合にもガラス前面が粒状になるため、安全面ですぐれております。また、エコガラスにつきましては飛散しにくい上、CO₂削減効果がありますが、かなり高価になります。地震時の窓ガラスの破損や落下に備え、改修に際しましては、サッシ周りにいわゆるクリアランス、ゆとりを持たせるなど、安全性の確保を図っているところでございますが、シルバーセンター改修の際の強化ガラスやエコガラスの使用につきましては、他の2次避難所と同様、必要性を十分考慮した上、対応をまいります。

次に、バリアフリー化についてですが、シルバーセンターは高齢者が利用する施設であります。これまで改修工事の機会をとらえ、段差の解消や手すりの

設置、洋式暖房トイレの設置などを行ってまいりました。エレベーターにつきましては、1階だけの施設5か所を除き、21年度から工事を行う南品川を含め4か所に設置しているところがございます。また、だれでもトイレにつきましては、改修予定の南品川を含め7か所設置しております。エレベーター、だれでもトイレとも設置には一定の面積が必要ですが、今後、改修に当たりましては、既存の建物の形状等を考慮した上で、可能な限り設置をしてまいります。

(福祉高齢事業部長木下徹君登壇)

○福祉高齢事業部長(木下徹君)

私からは、住宅用火災警報器給付事業の拡充およびトイレのバリアフリーとやさしいまちガイドマップの新たな作成に関するご質問にお答えいたします。

まず住宅用火災警報器の区内における設置状況と関係機関との連携についてのお尋ねでございますが、実態調査はこれまで実施しておりませんが、東京消防庁が昨年実施した消防に関する世論調査によれば、設置状況は品川区を含む23区南部で36.4%となっており、家庭での火災を防止するためには今後も設置を促進することが必要と認識しております。

区ではこれまでも各消防署と連携し、広報やささまざまな機会をとらえ周知を図ってまいりましたが、今後も引き続き普及に努めてまいります。

次に、高齢者や障害者などの給付対象者に対し、無料の給付と設置のご提案でございますが、平成21年度の住宅用火災警報器給付事業においては、所得要件を撤廃することで対象者を拡大し、低所得の方にはこれまでの区の委託契約単価の4分の1の自己負担を1個当たり500円とするなど、負担の大幅な軽減を図ることといたしました。ご提案の無料化につきましては、今日、高齢者福祉サービスが一般高齢者も対象とする普遍化という考え方が基本となっている中で適切ではないと考えております。

次に、対象者への戸別訪問の実施と2個までの上限見直し検討についてのご要望ですが、区内の民生・児童委員が高齢者相談員として定期的にひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の訪問の際、改めて未設置家庭にご案内していただく方法が最も現実的でありますので、21年度においてはさらに積極的な働きかけをしていただくようにしてまいります。また、消防署との連携の強化も協議してまいります。

また、設置個数につきましては、それぞれの住宅事情により必要個数のばらつきがあることから、1世帯当たり2個を上限として多くの家庭への設置助成を行っているところですので、当面、この上限で進めてまいります。

最後に、賃貸住宅所有者への相談・あっせん事業の実施についてのご提案ですが、住宅用火災警報器の設置は、原則、賃貸住宅所有者の責務であると考え

ており、このことが困難な場合、本事業では賃借人である高齢者の方が、家屋所有者の承諾を得た上で給付を受けることとしております。したがって、所有者への給付の補助につきましては、設置状況を見ながら今後の研究課題とさせていただきます。

次に、トイレのバリアフリーとガイドマップについてお答えいたします。

区有施設におけるオストメイト対応型のトイレの設置状況は、2月現在で48か所となっております。このような中で、本年、改修工事を行う区立心身障害者福祉会館のトイレについては、現行のパウチ・しびん洗浄水栓使用型から、温水の出る汚物流しシャワー型タイプに変更する予定でございます。また、八潮南中学校跡地に計画しております福祉施設につきましても、温水対応の汚物流しシャワー型の設置を検討してまいります。今後も、区有施設改修などの機会をとらえ、施設状況に合わせオストメイト対応型トイレの設置を進めてまいります。

2点目のご質問ですが、音声による誘導案内については、目の不自由な方や高齢者の方でも安心して利用できるとのことで、有効なものではないかと認識しております。しかしながら、音が出ることで近隣に生活する方々への配慮や利用する方の不慣れなど、幾つかの課題もあると聞いております。今回の心身障害者福祉会館のトイレ改修においては、自動音声案内機器の設置も計画しております。機器の進歩は急速でありますので、今後も設置に向け、より効果的な関連情報を収集し、生かしていきたいと考えております。また、点字案内板の設置についても努力してまいります。

なお、音声誘導案内システムなどは有効な機能ではありますが、周辺状況などからすべてのトイレで設置可能とはなりません。昨年改定したすべての人にやさしいまちづくり推進計画においても、おたがいさま運動の推進を掲げておりますが、トイレをご利用されようとする方がお困りの様子でしたら、お気づきの方が一声おかけになるなどの対応も大切なことと考えております。

最後に、やさしいまちガイドマップに関するご質問ですが、ガイドマップは情報の更新が重要ですので、区が現在行っているホームページを活用した情報提供が最もすぐれていると考えております。他方、情報提供の方法については、障害種別等によっては紙ベースやSPコードによる方法など、さまざまなニーズがあるものと考えておりますので、ご提案を含め、今後の課題といたします。